～法人マーケット開拓に役立つ～　自動車教習所　48

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に２法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

自動車教習所(モータースクール)のリスクマネジメント

◇自動車教習所の特徴

自動車教習所（モータースクール）を取巻く収益環境は悪化の一途を辿っております。若者の自動車離れ、自動車免許の取得年齢である１８歳人口が少子化で減少している事や経済環境の悪化（長期の不況）に加えレジャーの多様化等を背景に自動車や免許証の所有をステータスと考える若者が減少しているからです。また、総務省「国勢調査」や国立社会保障・人口問題研究所の「将来人口推計」によれば、「０～１４歳」の人口が、２０１０年対比で、２０１５年で５．８％減、２０２０年で１３．３％減と推計されています。

自動車運転教育を行っている施設は自動車学校、ドライビングスクール、モータースクール、自動車教習所など名称は様々です。このうち、資格の所有者である指導員を配置し一定のコース面積、学科を勉強する教室を有し、教習内容等（運営基準）が道路交通法令の定める基準に適合する施設を指定教習所と位置付けられています。教習料金形態は入学金、指定教習時間に対する基本料金、補習料金、教材代金等で構成されています。

需要期は学生や就職前（新入社員）に免許取得を希望する時期の１月～３月にかけて増加します。しかし、供給過剰が強い為に料金の値下げ競争が一段と激化しており経営難を理由に廃業する自動車教習所は増加することが予想されます。今後の生き残りをかけて、ディーラーや地元の中古自動車店や自動車レンタル業等、異業種との業務提携により自動車購入時及びレンタル時の割引を付与する等、付加価値提供が鍵と言えるでしょう。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①役員の長期離脱･突然死
　②後継者･経営陣の経営能力不在
Ⅱ ③事業承継上の相続問題
　④大規模災害(地震等)
　⑤爆発事故
　⑥施設賠償事故
　⑦自動車事故
　⑧火災事故
　⑨労災事故(重度)
Ⅲ ⑩役職員の高齢化
　⑪事業承継上の資金問題
　⑫マーケットの縮小
　⑬施設の老朽化
　⑭後継者の不在
　⑮風評リスク

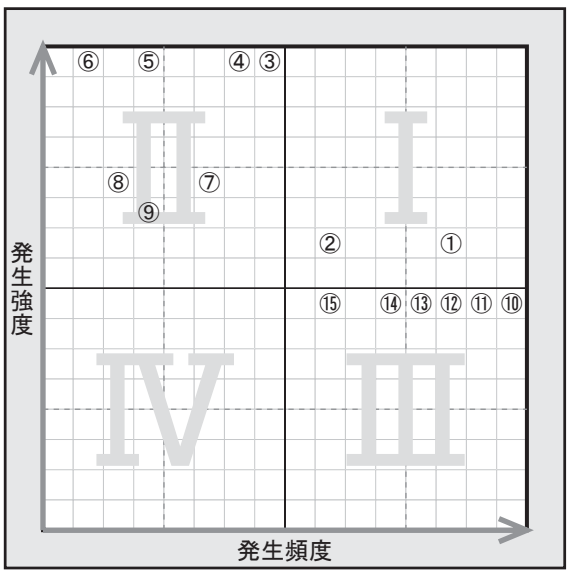

◇自動車教習所の特徴的リスク

特徴的リスクとしては地元の資産家が個人資産による担保や個人保証で資金を調達し、発起人（株主＝役員）となり創業した経緯が目立ちます。業歴があるため、⑩役職員の高齢化が進み、①役員が病気がちで経営から長期離脱したり、突然死によって③事業承継上の問題（相続等）が発生するケースが散見されます。そのため⑭後継者の不在や②後継者・経営陣の経営能力不在により致命的な損失に繋がっているケースも少なくありません。特に近年のような⑫マーケットの衰退時（財務内容不良）の事業承継は困難を極め、新しい役員や、担保提供不動産の相続登記（所有者の名義変更）が確定しない限り金融機関からの資金調達は困難（⑪事業承継上の資金問題）となり最悪の場合、倒産や廃業に繋がる事があります。

また、今後想定される④大規模災害（大規模な地震）にも十分な備えが必要となります。⑬施設の老朽化は、建物等の倒壊による人的被害を引き起こし、事業者側の責任が問われかねません。燃料保管施設については⑧火災事故から⑤爆発事故にも繋がり二次災害の原因にもなります。自動車教習所は比較的、若年層が集まる場所であり、人命に関わる重大事故が発生した場合には高額な賠償問題に発展するケースが想定されます。したがって、計画的なリフォーム（補強）等を実施する必要があり、充分な設備を有していない場合には、集客に影響を及ぼすばかりか⑮風評リスクに晒され顧客離れが進みます。これらに加えて、⑥施設運営に関わる賠償事故や⑦自動車事故（教習所／路上）に伴う人的被害や物的損害、⑨指導員等の労災事故（重度）等も日常業務の中に潜むリスクとなります。

◇自動車教習所の具体的リスク対策

地元の資産家が出資した法人が多く存在する事から、運転資金ショート時に安易に役員から資金調達し、返済しないままＢ／Ｓの借入金に残っているケースが多く見受けられます。役員借入金は役員死亡時に相続財産として大きな障害となる事が有りますので、顧問税理士と相談の上、返済する事が必要となります。同様に役員個人所有の担保不動産（広大地）にも注意が必要です。役員以外の身内が相続した場合、高額な地代金請求や経営に対する関与が考えられる事から、事前に当該法人で買取する等の対策が効果的です。

少子化問題や若年層の自動車離れ等により収益環境は悪化傾向に有るものの、ディーラーや中古自動車店、自動車リース業者との業務提携等により最新のハイブリット車や電気自動車を教習車として導入し付加価値を提供する新しいサービスも考えられます。卒業間近の生徒が興味ある自動車を短期間利用でき、購入したいと思った時に相談に応じ、消費者の購入意欲を引き出し専門業者と情報の共有化を図る等の環境整備構築が収益獲得に繋がると思われます。適正な利益確保を図り、計画的な設備（人的・物的）投資を実施する事が安全・安心面での信頼獲得や営業面での競争力向上や、顧客満足度の向上に繋がります。又、健全な財務は事業承継をスムーズに行う第一歩となります。自動車社会の発展とともに成長してきた社歴の長い業種ゆえに、少子化や情報化社会、自動車の技術的進化等の環境変化への対応は、事業構造を見直す契機になると言えるでしょう。

◇自動車教習所における保険活用

④大規模災害への備えとしては、建物や設備、車両への地震補償（保険）等の手配も必要ですが、広大な敷地の地盤損傷等も考えられますので、地震補償（保険）等の保険の及ぶ範囲や損害予測も行っておく必要があります。また路上指導中等の災害発生への備えとして、災害時の行動計画策定や訓練も併せて行うことが重要と言えます。

また路上指導中等の従業員が死傷した場合（⑨労災事故（重度））等は、労働契約法上の安全配慮義務違反や民法上の債務不履行責任を問われ、損害額が高額となる場合がありますので、労災上乗せ保険や使用者賠償責任保険の検討が必要と言えます。一方で、路上指導中の⑦自動車事故による教習生や同乗者の死傷にも注意が必要です。自動車保険や各種の傷害保険の手配が考えられますが、補償範囲を必ず確認する必要があります。

⑤⑧⑬の爆発や火災、施設の老朽化に伴う事故として、同時多発被害も想定されることから、財産を保全とする火災保険等の他に、施設賠償責任保険や、営業再開までの期間や財務上の予想損失額を考慮した利益（休業）保険も併せて検討したいところです。

③⑪事業承継上の相続問題への対策のひとつとして、退職金や自社株の買取、役員借入金等の返済等も考慮し、生命保険の活用によりその財源の一部を準備しておくことが望ましいと言えるでしょう。

知ってトクする　－744－

税務情報

遺言書のメリット・デメリットと手続き

相続争いを避けて思いを遂げる手段

相続が争族にならないための有効な手立ての一つに「遺言」があります。しかし、遺言書を作成しようとしても、実際にどのような手続きをもって書けば法的に有効なものとなるのか、あまり知られていないのが実情です。今回は、遺言書についてお伝えします。

■遺言書の内容

遺言書は15歳以上であれば誰でも書くことができます。書く内容は特に制限はありませんが、法的に遺言として認められる事項を知っておく必要があります。民法では、法的効力を持つ遺言事項を次のとおり定めています。

- 認知
- 財産の処分、すなわち遺贈と寄付行為、信託の設定
- 後見人、後見監督人の指定
- 相続人の廃除およびその取消し
- 相続分の指定又は指定の委託
- 特別受益者の持戻免除および遺産分割の禁止
- 遺産分割方法の指定または指定の委託
- 相続人相互の担保責任の指定
- 遺言執行者の指定または指定の委託
- 遺留分減殺方法の指定

遺言による保険金受取人の変更については、平成20年6月に公布された保険法において、遺言によっても可能であって、保険者に対する通知を対抗要件とすると規定し、立法的解釈を図っています。

なお、法的な効果はありませんが、遺言の内容について不平等ではないかといった感情的な不満を抑えるために、なぜそのような遺言を書いたかを伝える付言事項を書くこともできます。

このほか、遺留分を侵害するような遺言はかえって相続人間で揉めるもとなるので避けるべきといえます。

■遺言の種類

遺言は遺言者本人が1人で書き残すこともできますが、これまで述べてきたように内容等に不備があれば無効とされることもあり、しっかりとした内容、手続きを踏んでおきたいものです。遺言については、民法で一定の方式を定めており、「普通方式」と死亡の危機に瀕している人が行う「特別方式」があります。

普通方式には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言があり、それぞれの概要は表のとおりです。

また、特別方式には、大きく①危急時遺言、②隔絶地遺言があり、6か月以上生存していた場合、その内容は無効となります。

一般的には、自筆証書遺言もしくは公正証書遺言によるケースが多くなっています。それぞれにメリット、デメリットがありますが、法的により確実な遺言書としたい場合には公正証書遺言によることをお勧めします。

遺言手続きとメリット・デメリット（普通方式）

自筆証書遺言	遺言者自身が遺言の内容を自筆で書面にして、それに日付、署名を書いて押印します。自筆することが要件なので、タイプやレコーダーの吹き込みは無効となります。また、日付のないものや何年何月吉日というものも無効となります。加筆訂正したときは遺言者がその場所を指定し、その変更したことを付記して署名押印しなければなりません。 自筆証書遺言は、自分で簡単にでき、費用もかからず、内容とその存在を秘密にできるといったメリットがありますが、記載内容や方式が不備であったり、内容の解釈で争われたり、紛失・改ざんの危険性や遺言書そのものの存在がわからなかったりする恐れがあります。 また、発見された場合、家庭裁判所の検認手続きが必要です。
公正証書遺言	公正証書で遺言するときは、①遺言者本人と証人２人以上の立会いがあること、②遺言者が遺言の趣旨を直接公証人に口述すること、③公証人は遺言者の口述を筆記してこれを遺言者に読み聞かせ、遺言者および証人が筆記の正確なことを承認したあとで日付を入れ、遺言者、証人、公証人が署名押印します。 原本は公証役場で保管されるため、紛失や改ざんの危険性がなく、証人がいるため遺言能力や内容の解釈で争われる可能性は低くなります。遺言者の存在も確実で、家庭裁判所の検認手続きも不要です。 ただし、公正証書遺言書の作成には、公証人の依頼と証人の確保が必要で、遺言書の内容はその者に知られます。また、費用がかかります。
秘密証書遺言	秘密証書で遺言するには、①遺言者または第三者が書いた証書に遺言者が署名押印すること、②遺言者が封じて証書に用いた印鑑で封印すること、③遺言者が公証人を１人、証人２人以上の前に封書を提出して自分の遺言である旨とその筆者の住所、使命を申述すること、④公証人がその証書を受理した日付および遺言者の申述を封書に記載した後、遺言者および証人とともにこれに署名押印することが必要です。 遺言者本人が保管し、遺言者の秘密は守られますが、紛失の危険性はあります。家庭裁判所の検認手続きが必要です。